



「スマート農業推進 フォーラム2024 in 沖縄」 を開催しました！

令和6年12月10日に沖縄県内において、農業経営の高度化とスマート化の推進、そしてみどりの食料システム戦略（みどり戦略）の実現に向けた環境にやさしい技術の普及拡大を目的に、「スマート農業推進フォーラム2024 in 沖縄」を開催し、92名の方にご参加いただきました。

本フォーラムでは、スマート農業技術の社会実装を目指し九州・沖縄地域で取り組まれたスマート農業実証プロジェクトの取組事例や、民間事業者の皆様から県内での普及が見込めるスマート農業技術等の紹介、農林水産省職員による「スマート農業技術活用促進法」の説明に加え、みどり戦略実現に向けた環境にやさしい技術の普及に関するパネルディスカッションを行いました。

また、スマート農業実証プロジェクトやみどり戦略関係技術等に関するポスター展示を行ったり、民間事業者がスマート農業機器等の現物を展示し、参加者により詳細な説明を行うなど、スマート農業技術やみどり戦略の理解醸成を図りました。

参加者からは、「多くのスマート農業技術を知る良い機会になった」、「県

内での事例紹介や詳しい情報を聞けてよかった」といった感想が寄せられました。

沖縄総合事務局では、今後も「スマート農業技術活用促進法」の計画認定制度や補助事業等による支援を通して、スマート農業技術の現場への実装やみどり戦略の実現に向けた施策を推進してまいります。



講演の様子



民間事業者によるスマート農業技術等紹介の様子



スマート農業
技術活用促進法
について
(農林水産省 HP)



みどりの食料
システム戦略とは
(農林水産省 HP)

お問合せ先

農林水産部 生産振興課
☎098-866-1653



船員の特定最低賃金が 改正されます ～一律、沖縄管内の船員が 月額9,000円の引き上げ～

令和6年12月19日、沖縄地方交通審議会（会長 上原義信）から沖縄総合事務局長（三浦 健太郎）に対して「沖縄内航船舶運航業及び木船運航業最低賃金」、「沖縄海上旅客運送業最低賃金」の改正に関する答申が行われました。これを受け船員の最低賃金において答申どおりの改正を決定し、令和7年3月下旬に発効する予定です。

船員の最低賃金は、最低賃金法の特別規定により、業種・航行区域・総トン数の区分別に国土交通大臣または地方運輸局長等により月額で決定されます。沖縄管内適用分（当局長決定）としては、「内航船舶」、「海上旅客」の2業種であり、職員（船長や機関長等の役職のある者）、部員（職員以外）それぞれの職種毎に設定されています。改正後の最低賃金額は表のとおりです。

なお、大臣決定の最低賃金は、内航船舶及び海上旅客ともに令和7年3月12日から改正発効され、局長等決定の最低賃金は各地方運輸局等において改正が予定されています。

沖縄総合事務局長決定に係る船員最低賃金【発効日：令和7年3月下旬予定】（すべて月額）

業 種 別	職 種 等	最低賃金額 (改正前の額)	引き上げ額 (増加率)
沖縄内航船舶運航業 及び木船運航業	職員	267,950 円 (258,950 円)	9,000 円 (3.48%)
	若年職員（特定の養成施設課程を修了し勤務期間が短い者）	251,500 円 (242,500 円)	9,000 円 (3.71%)
	部員	209,350 円 (200,350 円)	9,000 円 (4.49%)
	部員（海上経歴3年未満）	200,050 円 (191,050 円)	9,000 円 (4.71%)
沖縄海上旅客運送業	職員	264,750 円 (255,750 円)	9,000 円 (3.52%)
	部員	201,900 円 (192,900 円)	9,000 円 (4.67%)

お問合せ先

運輸部 船舶船員課
☎098-866-1838